



宮 崎 県 公 報

令 和 8 年 2 月 19 日 (木 曜 日) 第 689 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

目 次	頁
告 示	
○保安林の指定…………… (自然環境課) 1	
○保安林の指定予定の通知 (6件) …… (“) 1	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先 人不明について…………… (“) 2	
○道路の区域の変更 (3件) …… (道路保全課) 3	
○道路の供用の開始…………… (“) 3	
○道路の占用を制限する区域の指定…………… (道路保全課) 3	
公 告	
○土地改良区の役員の退任の届出…………… (団体指導検査課) 4	
○街区境界調査に係る地図及び簿冊の認証…………… (農村整備課) 4	
○くろまぐろ (大型魚) に関する令和7管理年度 における知事管理漁獲可能量の変更…………… (漁業管理課) 4	
人事委員会規則	
○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則…………… 4	
正 誤	
○令和7年12月4日付け県公報 (第 669号) 中…………… 9	

告 示

宮崎県告示第 114号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和8年2月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字不土野字不土野1475、1518-4

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字不土野1475・1518-4 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 115号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和8年2月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字押方字横岳 3913-1、3913-2、3915-1から3915-4まで、3916-1から

3916-4まで、3917、3918-1、3931-1、3931-2、3932-1、3932-2、3933-1、3933-2、3935、3937-1、3937-3、字元越3945、3981-2、3981-3

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 116号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和8年2月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字見立字向奥 2189-1、2224-5、2224-10、2224-11、2228-1

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 117号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 8 年 2 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字黒仁田5060、5065
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 118号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 8 年 2 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字見立字乙ヶ淵2112-60、2112-63
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 119号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 8 年 2 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北川町長井字小平方8135-27
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 120号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 8 年 2 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 えびの市大字榎田字園田 399- 1（次の図に示す部分に限る。）、大字小田字牟礼1602- 1（次の図に示す部分に限る。）、1604、1605
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
園田 399- 1・字牟礼1602- 1・1604・1605（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 121号

保安林の指定施業要件の変更予定の通知（令和 8 年宮崎県告示第 8 号）に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市の市役所又は町の町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 8 年 2 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
 - (1) 小林市役所

中ノ神定

(2) えびの市役所

古賀新太郎

(3) 高原町役場

岩切トミ子

2 通知の要旨

(1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和8年宮崎県告示第8号によること。

宮崎県告示第 122号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和8年2月19日から同年3月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	265号	児湯郡西米良村大字上米良字猪之津久呂 410番16地先から同郡同村同大字同字 410番16地先まで	旧	13.7～30.2	362.4
				新	19.2～97.5	362.4

宮崎県告示第 123号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和8年2月19日から同年3月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	265号	児湯郡西米良村大字上米良字松之尾 382番1地先から同郡同村同大字同字 382番1地先まで	旧	25.8～39.2	47.0
				新	26.6～40.0	47.0

宮崎県告示第 124号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和8年2月19日から同年3月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
49	県道	北方土々呂線	延岡市北方町笠下字山口寅1854番1地先から同市同町笠下同字寅1854番1地先まで	旧	10.6～11.6	7.3
				新	9.9～10.0	7.3

宮崎県告示第 125号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年2月19日から同年3月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	265号	児湯郡西米良村大字上米良字松之尾 382番1地先から同郡同村同大字同字 382番1地先まで	令和8年2月19日

宮崎県告示第 126号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和8年2月19日から同年3月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	265号	児湯郡西米良村大字上米良字松之尾 3 82番 1 地先から同郡同村同大字同字 3 82番 1 地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 8 年 3 月 6 日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、大五郎土地改良区（都城市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和 8 年 2 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	園 田 三 雄	都城市山田町中霧島2507番地
監 事	杉 山 九州男	都城市丸谷町3893番地 2

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第21条の 2 第 6 項において読み替えて準用する同法第19条第 2 項の規定により、次のとおり街区境界調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 8 年 2 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 19 日

宮崎県人事委員会委員長 桑 山 秀 彦

宮崎県人事委員会規則第 4 号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（採用試験の試験種目） 第 7 条 採用試験による職務遂行に必要な能力の判定は、区分試験ごとに別表第 2 の試験種目欄に掲げる方法（以下「試験種目」という。）により行う。	（採用試験の試験種目） 第 7 条 採用試験による職務遂行に必要な能力の判定は、区分試験ごとに別表第 2 の試験種目欄に掲げる方法（以下「試験種目」という。）のうち、試験の都度人事委員会が定める試験種目により行う。

- 1 街区境界調査を行った者の名称
延岡市
- 2 街区境界調査を行った時期
令和 5 年 7 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日まで
- 3 街区境界調査を行った地域
延岡市緑ヶ丘 4 丁目、緑ヶ丘 5 丁目
- 4 認証年月日
令和 8 年 1 月 30 日

漁業法（昭和24年法律第 267号。以下「法」という。）第16条第 5 項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量を令和 8 年 2 月 6 日付けで次のとおり変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定により公表する。

令和 8 年 2 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

くろまぐろ（大型魚）に関する令和 7 管理年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量（法第16条第 1 項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

第 1 くろまぐろ（大型魚）

知事管理区分	数 量
宮崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業 （4月から12月まで）	44.0トン
宮崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業 （1月から3月まで）	10.3トン
宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 （4月から9月まで）	6.7トン
宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 （10月から3月まで）	4.1トン

2 [略]

別表第2 区分試験及びその対象となる職、試験種目並びに出題分野

第6条第1項各号に掲げる採用試験	区分試験	区分試験の対象となる職	試験種目	出題分野	
職員採用試験 (大学卒業程度)	一般行政	[略]	教養試験 専門試験 論文試験 人物試験 人物調査	専門試験	[略]
	一般行政特別枠		基礎能力検査 論文試験		
	一般行政 (社会人)		人物試験 人物調査		
警察行政	[略]	教養試験 専門試験 論文試験 人物試験 人物調査	専門試験	[略]	
心理	[略]	基礎能力検査 専門試験 専門論文試験	専門試験 専門論文試験	[略]	
社会福祉	[略]	人物試験 人物調査		[略]	
電気	[略]	基礎能力検査 専門・経 験論文試 験	専門・経 験論文試 験	[略]	
電気 (社会人)		文試験 人物試験 人物調査			
機械	[略]	基礎能力検査 専門試験 専門論文試験 人物試験 人物調査	専門試験 専門論文 試験	[略]	
機械 (社会人)		基礎能力検査 専門・経 験論文試 験	専門・経 験論文試 験		
土木	[略]	基礎能力検査 専門試験 専門論文試験 人物試験 人物調査	専門試験 専門論文 試験	[略]	
土木特別枠		基礎能力検査 専門口述試験 人物試験 人物調査			
土木 (社		基礎能力検査	専門・経	数学・物理・情報	

2 [略]

別表第2 区分試験及びその対象となる職、試験種目並びに出題分野

第6条第1項各号に掲げる採用試験	区分試験	区分試験の対象となる職	試験種目	出題分野	
職員採用試験 (大学卒業程度)	一般行政	[略]	教養試験 基礎能力検査 専門試験 専門口述試験 論文試験 専門論文試験 専門・経 験論文試 験	専門試験 専門口述 試験 専門論文 試験 専門・経 験論文試 験	[略]
	一般行政特別枠		専門論文試験 専門・経 験論文試 験		
	一般行政 (社会人)		文試験 人物試験		
警察行政	[略]			[略]	
心理	[略]			[略]	
心理特別枠					
社会福祉	[略]			[略]	
社会福祉特別枠					
電気	[略]			[略]	
電気特別枠					
電気 (社会人)					
機械	[略]			[略]	
機械特別枠					
機械 (社会人)					
土木	[略]			[略]	
土木特別枠					
土木 (社					

	会人)		専門・経験論文試験 人物試験 人物調査	論文試験 論文試験	、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工等								
	建築	[略]	基礎能力検査 専門試験 専門論文試験 人物試験 人物調査	専門試験 専門論文試験	[略]								[略]
	建築特別枠		基礎能力検査 専門口述試験 人物試験 人物調査										
	建築(社会人)		基礎能力検査 専門・経験論文試験 人物試験 人物調査	専門・経験論文試験	数学・物理・情報学、材料学、構造力学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工等								
	化学	[略]	基礎能力検査 専門試験 専門論文試験	専門試験 専門論文試験	[略]								[略]
	農業	[略]	人物試験 人物調査		[略]								[略]
	農業土木	[略]			[略]								[略]
	農業土木特別枠		基礎能力検査 専門口述試験 人物試験 人物調査										
	農業土木(社会人)		基礎能力検査 専門・経験論文試験 人物試験 人物調査	専門・経験論文試験	数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工、農業機械、農学一般等								
	畜産	[略]	基礎能力検査 専門試験 専門論文試験 人物試験 人物調査	専門試験 専門論文試験	[略]								[略]
	畜産特別枠		基礎能力検査 専門口述試験 人物試験 人物調査										
	畜産(社会人)		基礎能力検査 専門・経験論文試験 人物試験 人物調査	専門・経験論文試験	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、								

性)			人物試験 人物調査 身体検査 身体測定 体力検査			性)			専門試験 論文試験 人物試験 身体検査 身体測定 体力検査		
	巡査 (情報工学)		教養試験 専門試験 論文試験 人物試験 人物調査 身体検査 身体測定 体力検査	専門試験	[略]		巡査 (情報工学)				[略]
警察官採用試験 A (女性)	巡査	[略]	教養試験 論文試験 人物試験 人物調査 身体検査 身体測定 体力検査			警察官採用試験 A (女性)	巡査	[略]	教養試験 基礎能力検査 専門試験 論文試験 人物試験 身体検査 身体測定 体力検査	専門試験	
	巡査 (情報工学)		教養試験 専門試験 論文試験 人物試験 人物調査 身体検査 身体測定 体力検査	専門試験	[略]		巡査 (情報工学)				[略]
警察官採用試験 B (男性)	巡査	[略]	教養試験 作文試験 人物試験 人物調査 身体検査 身体測定 体力検査			警察官採用試験 B (男性)	巡査	[略]	教養試験 専門試験 作文試験 人物試験 身体検査 身体測定 体力検査	専門試験	
	巡査 (情報工学)		教養試験 専門試験 作文試験 人物試験 人物調査 身体検査 身体測定 体力検査	専門試験	[略]		巡査 (情報工学)				[略]
警察官採用試験 B (女性)	巡査	[略]	教養試験 作文試験 人物試験 人物調査 身体検査 身体測定 体力検査			警察官採用試験 B (女性)	巡査	[略]	教養試験 専門試験 作文試験 人物試験 身体検査 身体測定 体力検査	専門試験	
	巡査 (情報工学)		教養試験 専門試験 作文試験 人物試験	専門試験	[略]		巡査 (情報工学)				[略]

			人物調査 身体検査 身体測定 体力検査		
交通巡視員 採用試験	交通巡視 員	[略]	教養試験 作文試験 人物試験 人物調査		
[略]					

備考

この表の試験種目欄中次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1～9 [略]

10 「人物調査」とは、受験資格の有無及び申込書記載事項の真否についての調査をいう。

11～13 [略]

別表第3 第10条第1項に掲げる採用試験又は区分試験の受験資格

採用試験名	受験資格						
職員採用試験(大学卒業程度)	1 [略]						
	2 前号に該当する者であって、区分試験のうち土木特別枠、農業土木特別枠、畜産特別枠又は林業特別枠について受験しようとするものは、大学の卒業生若しくは翌年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者でなければならない。						
	3 [略]						
	4 第1号又は前号に該当する者であって、次の表の左欄に掲げる区分試験について受験しようとするものは、それぞれ同表右欄に掲げる資格を現に有し、若しくは課程を履修している者又は当該年度以降に実施される最初の国家試験において当該資格を取得見込みがあるもの若しくは当該課程を履修見込みの者でなければならない。						
	<table border="1"> <tr> <td>心理</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>社会福祉</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>管理栄養士</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	心理	[略]	社会福祉	[略]	管理栄養士	[略]
心理	[略]						
社会福祉	[略]						
管理栄養士	[略]						
[略]							

備考

この表の試験種目欄中次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1～9 [略]

10～12 [略]

別表第3 第10条第1項に掲げる採用試験又は区分試験の受験資格

採用試験名	受験資格												
職員採用試験(大学卒業程度)	1 [略]												
	2 前号に該当する者であって、区分試験のうち電気特別枠、機械特別枠、土木特別枠、建築特別枠、化学特別枠、農業特別枠、農業土木特別枠、畜産特別枠、林業特別枠又は水産特別枠について受験しようとするものは、大学の卒業生若しくは翌年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者でなければならない。												
	3 [略]												
	4 第1号又は前号に該当する者であって、次の表の左欄に掲げる区分試験について受験しようとするものは、それぞれ同表右欄に掲げる資格を現に有し、若しくは課程を履修している者又は当該年度以降に実施される最初の国家試験において当該資格を取得見込みがあるもの若しくは当該課程を履修見込みの者でなければならない。												
	<table border="1"> <tr> <td>心理</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>心理特別枠</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会福祉</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>社会福祉特別枠</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理栄養士</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>管理栄養士特別枠</td> <td></td> </tr> </table>	心理	[略]	心理特別枠		社会福祉	[略]	社会福祉特別枠		管理栄養士	[略]	管理栄養士特別枠	
心理	[略]												
心理特別枠													
社会福祉	[略]												
社会福祉特別枠													
管理栄養士	[略]												
管理栄養士特別枠													
[略]													

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

令和7年12月4日付け県公報(第669号)中

ページ	段	行	誤	正
3	右	41、42	西臼杵郡高千穂町 大字向山3235番地	西臼杵郡高千穂町 大字向山3663番地

--	--